資　料

「入間市障害者活動センター条例を廃止する条例」の趣旨

１　廃止の趣旨

入間市障害者活動センター（「以下、センター」）は、昭和４６年度に設置された旧入間市老人福祉センターやまゆり荘の移転後、建物を改修し、平成７年度に開所しました。現在は、センター内においてＮＰＯ法人が、地域活動支援センターを運営しております。

平成２９年度から、埼玉県が不老川緊急治水対策事業の一環として大森調節池の整備を実施することとなり、整備予定地内にセンターが含まれておりましたが、市としても同事業に協力していくこととなりました。

ＮＰＯ法人にも協力を得られることとなり、国の補助金が交付されれば地域活動支援センターを廃止し、新たな場所に就労継続支援Ｂ型事業所を建設し、運営したいとの意向が示されていたところ、令和元年７月、国の補助金が採択され、ＮＰＯ法人は令和２年４月１日開所を目指し、新たな施設の建設に着手しております。

以上のことから、令和２年３月３１日をもってセンターを廃止するものです。

２　改正例規

条　例

廃　止

①入間市障害者活動センター条例

②入間市障害者活動センター条例施行規則